

入札参加資格審査申請者 様

瀬戸内市長 武久 顕也
(公 印 省 略)

測量業務、建設コンサルタント業務等に係る入札制度について

平素は、瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年6月以降に瀬戸内市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等に係る入札制度について、下記のとおりお知らせします。

記

1 最低制限価格について

・対象業務は次のとおりです。

- 1) 測量業務
- 2) 建設コンサルタント業務
- 3) 地質調査業務
- 4) 補償コンサルタント業務
- 5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める業務

・最低制限価格は、電子入札システムを用いて決定します。

・最低制限価格は、電子入札システムへ入札金額等に併せて登録した3桁の数字「くじ番号」と入札金額を受理した時刻のミリ秒「到着ミリ秒」を利用して、次の計算式を用いて業務ごとに決定します。

$$\text{最低制限価格(税抜)} = \text{予定価格算出の基礎となった設計金額(税抜)} \times (\text{最低制限価格基準率} - (0.002X + 0.0002Y)) \quad \langle \text{千円未満切り捨て} \rangle$$

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数です。

・最低制限価格基準率は0.67とします。

・電子入札システムで、再入札・再々入札の場合の最低制限価格は、これまではその都度再計算していましたが、今後発注する業務の入札からは再計算しません。(当初の最低制限価格のまま。)

・予定価格、最低制限価格は事後公表とします。